

## エコナに関する消費者庁への期待に疑問

1) 消費者庁は、「トクホ」表示の権限を有するのみです。

消費者庁設置法(次の URL)により、消費者庁の所掌事務が規程されています。

関係箇所を抜粋し、記載しました。

第4条の十五及び十六で食品衛生法、二十で栄養改善法に関する所掌事務が示されてています。

食品衛生法第19条及び第20条は、食品、食品添加物、器具及び容器包装に関する表示と広告を規制するものです。

また、健康増進法の第26条～32条は、特別用途表示、栄養表示基準等を規制するものです。

<http://law.e-gov.go.jp/htmldata/H21/H21HO048.html> 及び関係箇所の抜粋

**十五 食品衛生法（昭和二十二年法律第二百三十三号）第十九条第一項（同法第六十二条第一項において準用する場合を含む。）に規定する表示についての基準に関すること。**

**十六 食品衛生法第二十条（同法第六十二条第一項において準用する場合を含む。）に規定する虚偽の又は誇大な表示又は広告のされた同法第四条第一項、第二項、第四項若しくは第五項に規定する食品、添加物、器具若しくは容器包装又は同法第六十二条第一項に規定するおもちゃの取締りに関すること。**

**二十 健康増進法（平成十四年法律第百三号）第二十六条第一項に規定する特別用途表示、同法第三十一条第一項に規定する栄養表示基準及び同法第三十二条の二第一項に規定する表示に関すること。**

2) エコナは、「トクホ」表示さえしなければ、流通させても良いのか？（これが、私の疑問です。）

内閣府食品安全委員会で、これだけの議論があるわけですから、「人の健康を損なうおそれがない旨の確証がある。」と言い切れないと思いますので、新開発食品を規制する食品衛生法第7条（ご高齢の先生は、旧法第4条）で、検討すべきだと私は思っています。（2003年のアマメシバは、この条項で規制されました。）

しかし、消費者庁は食品衛生法第7条に関する権限を有していないわけですので、厚生労働省は、直ちに薬事食品衛生審議会・食品衛生分科会を開き、審議すべきだと思います。

従って、私は、新聞報道等に、疑問があります。

**第七条** 厚生労働大臣は、一般に飲食に供されることがなかつた物であつて人の健康を損なうおそれがない旨の確証がないもの又はこれを含む物が新たに食品として販売され、又は販売されることとなつた場合において、食品衛生上の危害の発生を防止するため必要があると認めるときは、薬事・食品衛生審議会の意見を聴いて、それらの物を食品として販売することを禁止することができる。

○2 厚生労働大臣は、一般に食品として飲食に供されている物であつて当該物の通常の方法と著しく異なる方法により飲食に供されているものについて、人の健康を損なうおそれがない旨の確証がなく、食品衛生上の危害の発生を防止するため必要があると認めるときは、薬事・食品衛生審議会の意見を聴いて、その物を食品として販売することを禁止することができる。

○3 厚生労働大臣は、食品によるものと疑われる人の健康に係る重大な被害が生じた場合において、当該被害の態様からみて当該食品に当該被害を生ずるおそれのある一般に飲食に供されることがなかつた物が含まれていることが疑われる場合において、食品衛生上の危害の発生を防止するため必要があると認めるときは、薬事・食品衛生審議会の意見を聴いて、その食品を販売することを禁止することができる。

○4 厚生労働大臣は、前三項の規定による販売の禁止をした場合において、厚生労働省令で定めるところにより、当該禁止に関し利害関係を有する者の申請に基づき、又は必要に応じ、当該禁止に係る物又は食品に起因する食品衛生上の危害が発生するおそれがないと認めるときは、薬事・食品衛生審議会の意見を聴いて、当該禁止の全部又は一部を解除するものとする。

○5 厚生労働大臣は、第一項から第三項までの規定による販売の禁止をしたとき、又は前項の規定による禁止の全部若しくは一部の解除をしたときは、官報で告示するものとする。

2009.9.26.

鈴鹿医療科学大学 中村幹雄